

高知大学教育学部附属学校園長候補者選考規則

平成16年4月1日
規則第185号

最終改正 令和4年10月18日規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学教育学部附属学校園長選考等規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、高知大学教育学部附属学校園長（以下「校園長」という。）候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 校園長候補者は、本学部専任担当の教授（教授昇任予定者を含む。）から2人選考する。

(名簿)

第3条 学部長は、校園長候補者選考のために、第2条に定める教授の資格事項等を記載した名簿（以下「名簿」という。）を作成し、教授会及び当該附属学校園に提示するものとする。

(除外者)

第4条 校園長候補者の選考対象から除外する者は、次のとおりとする。

- (1) 校園長として就任する予定日において、理事、副学長、学部長、副学部長、学系長、部門長及び既に校園長としての職にある者並びにそれらの職に就任することが予定されている者
- (2) 当該校園長を2期経験した者（1年未満の在職は、1期とみなさない。）
- (3) 校園長就任予定日から離職までの期間が、当該校園長としての任期に満たない者

(委員会)

第5条 校園長候補適任者選出のため、次の委員をもって校園長候補適任者選出委員会（以下「選出委員会」という。）を設置する。

- (1) 学部長
- (2) 学部から選出された教員 2人
- (3) 当該附属学校園から選出された教員 2人

(選考方法)

第6条 学部長は、教授会及び当該附属学校園から、名簿に基づきそれぞれ3人の校園長候

補適任者の推薦を求める。

- 2 選出委員会は、前項による推薦者の照合を行い、協議により校園長候補適任者を2人又は3人選出する。
- 3 校園長候補者は、前項に規定する校園長候補適任者のうちから、投票により上位2人を決定するものとし、投票は、高知大学教育学部長候補者選考規則第4条の規定を準用する。
- 4 投票は、投票資格者の3分の2以上の投票がなければ成立しない。

(報告)

第7条 教授会は、校園長候補者を決定したときは、速やかに学長に推薦するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日規則第50号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成23年12月14日規則第39号)

この規則は、平成23年12月14日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日規則第97号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月26日規則第40号)

この規則は、令和元年11月26日から施行する。

附 則 (令和4年10月18日規則第60号)

この規則は、令和4年10月18日から施行する。